

クリーニング所を開設される方へ

クリーニング所を開設するには、開設届を提出し、構造設備について検査を受け、基準に適合しなければなりません。次の事項に注意して施設を整備し、開設手続きを行ってください。

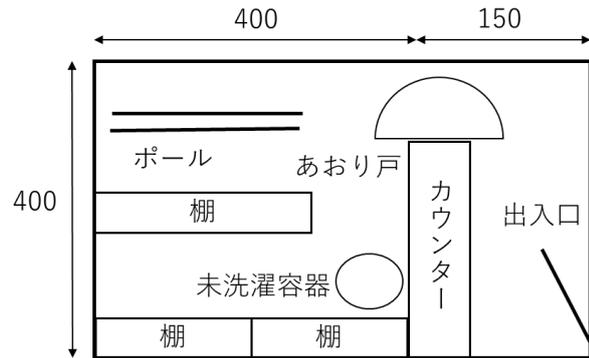
A：洗濯物の受取・引渡しのみを行うクリーニング所（取次店）

1 構造設備

- 面積は、6.6㎡以上であること。
- 床は、不浸透性材質（コンクリート、タイル等）であり、清掃しやすい構造であること。
- 住居やその他の施設とは隔壁等で区画され、専用であること。
- 未洗濯と洗濯済みの物を区別して入れる容器又は設備があり、その旨の標示がされていること。
- 採光、換気及び照明が十分に行える構造設備があること。

2 必要書類等

- クリーニング所開設届
- 構造設備の仕様書
- 施設の平面図及び配置図
- 施設の案内図（地図）
- 登記事項証明書（開設者が法人の場合）
- 申請手数料 17,000円



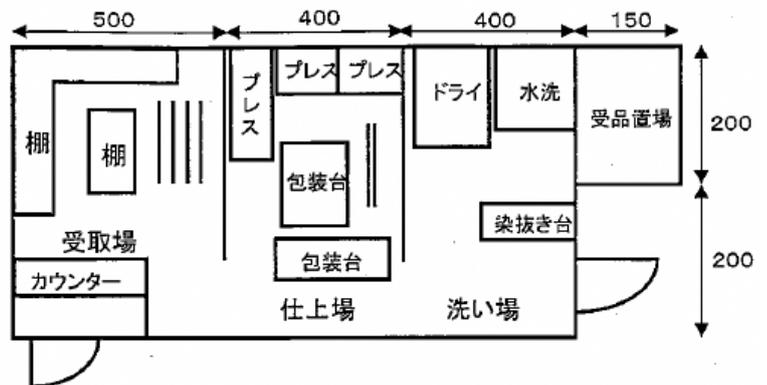
B：洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所

1 構造設備

- 仕上場、洗い場、受取場（引渡場）がそれぞれ区分されていること。
- 仕上場、洗い場の面積は、それぞれ10㎡以上であること。
- 床は、不浸透性材質（コンクリート、タイル等）であり、清掃しやすい構造であること。
- 洗い場には、適当な勾配と排水口があること。側壁は、床面から1mまで不浸透性材質であること。
- 洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。
- 住居やその他の施設とは隔壁等により区画され、専用であること。
- 未洗濯と洗濯済みの物を区別して入れる容器又は設備があり、その旨の標示がされていること。
- 採光、換気及び照明が十分に行える構造設備があること。
- 洗濯物の処理に使用する薬品等の専用の保管場所が設けられていること。

2 必要書類等

- クリーニング所開設届
- 構造設備の仕様書
- 施設の平面図及び配置図
- 施設の案内図（地図）
- クリーニング師免許証（原本及び写し）
- 登記事項証明書（開設者が法人の場合）
- 申請手数料 17,000円



担 当：川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係
 所在地：川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎4階
 電 話：048-229-3913